

「短期入所」の利用契約をされる皆さんへ

短期入所は、重症心身障害児（者）を常時家庭で介護するご家族の方が、病気やその他の理由で一時的に家庭での介護ができなくなった時に、一定期間施設・病院でお預かりする制度です。介護者の休養や健康上の問題、冠婚葬祭、レジャー等、理由は問いません。

ご本人が体調が悪い場合に入院として利用する制度ではありません。体調の悪い場合は、短期入所を利用せず、かかりつけの病院を受診されますようお願いいたします。

対象は重症心身障害児者で「医療型短期入所」の受給者証をお持ちの方です。詳しくは、別紙1をご参照ください。

登録申し込み手順

1. 外来受診と利用契約について

- 外 来 日：月・木曜日の午前10:00
外来は完全予約制です。あらかじめ、外来担当までお電話ください。
- 持 ち 物：印鑑・受給者証・保険証・各種受診券・身体障害者手帳・
主治医の紹介状、（訪問）看護サマリー
- 内 容：診察・フロアの見学・短期入所の詳しい説明・利用契約・
状況調査票に、日常生活の様子等を記入していただきます。

※ おおむね1年に1回、状況調査票の確認、再記入をお願いいたします。この場合、体調等の状況によって、主治医の診療情報提供書やお薬手帳等の提出をお願いしたり、再度外来受診をしていただくことがあります。

※ 一年以上ご利用のない場合は、再度外来受診と契約、状況調査票の記入をしていただきます。その場合は最初の時と同じように外来を予約してください。

利用申し込み手順

2. 短期入所の利用申し込みについて

- 申込期間：利用したい日の2か月前の月初日から利用開始日の前日まで
この日が土・日・祝祭日の場合は翌平日
例 ・ 11月12日(木)から利用のときは 9月 1日(火) から受付
・ 1月 5日(火)から利用のときは11月 2日(月) から受付
- 申 込 先：04-7176-7710：「短期入所の申し込み」と教えてください。
- 受付時間：平日 午前10時～午後4時

※ 申込受付後に日程等の調整をしたうえで結果を通知します。ご協力をよろしくお願ひします。

※ 調整させていただいた場合、その理由については、個人情報保護の観点から、お答えいたしかねます。ご了承ください。

実際の利用にあたって

3. 入退所日・入退所時間について

(1) 入所について

- **入所日：月曜日～金曜日（祝祭日は除きます）**

*但し、初回利用の方は、月曜日～木曜日（祝祭日及びその前日・年末年始を除く）のみ、とします。

例：右カレンダーの○印の日から入所することができます

平成27年 11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3(祝)	4	5	6	7
	○		○	○	○	
8	9	10	11	12	13	14
	○	○	○	○	○	
15	16	17	18	19	20	21
	○	○	○	○	○	
22	23(祝)	24	25	26	27	28
		○	○	○	○	
29	30	31	12/1	12/2	12/3	12/4
	○	○	○	○	○	

- **入所時間：午前10時**

体調確認・お荷物の確認のため、1時間ほどの時間がかかります。

※ 皆様に安全にご利用いただくため、時間厳守にご協力ください。

※ **初めて利用する場合は、ご本人の不安を軽減するために、入所当日しばらくの間、付き添っていただくようお願いいたします。ご家族との実際のお食事の場面を確認させていただく場合もあります。**

※ 入所当日は、受付窓口で入所の手続きをして下さい。その際、受給者証・健康保険証・受診券を提示して下さい。

※ **利用日当日の体調がいつもと異なる場合や体調を崩して回復期にある場合には、ご利用前に必ずお電話で状況をお知らせ下さい。また、入所の際にも担当看護師並びに医師にその旨を伝えてください。**

(2) 退所について

- **退所日：いつでも可能です**

- **退所時間：午後2時**

持ち物の確認等がありますので1時間程前においでください。

※ フロアにおいでになる前に、1階受付で迎えに来た旨を告げてください。

4. 入所時に持参していただく物について

(1) 窓口で必要な物

- **障害福祉サービス 受給者証**

- 健康保険証・各種受診券

- 状態に変化があったり、薬の内容が変更されている場合などは、主治医の診療情報提供書をお持ちください。

(2) 入所の際に必要な物

原則として、当園の短期入所は、消耗品も含め、全てご自宅からの持ち込みとさせていただきます。不足したものがあつた場合は、入所当日中に届けていただくようお願い致します。

また、入所中に当園のものを提供した場合には、実費を請求させていただきますのでご了承ください。

- 持参いただく物には、全て名前をご記入下さい。
- 入院時と退所時に、全てのお荷物の確認を看護師・生活支援員とチェックさせていただきます。

① 内服中の薬

- ・ 薬は内容を確認し1回分ずつテープで留めるか、小袋に入れ、名前と日付、投薬時間（朝・昼・夕など）を記入して下さい。
- ・ 薬が複数ある場合には1回分ずつにまとめて下さい。また、万一の場合に備え、予備の薬も1セットお持ち下さい。
- ・ **屯用薬もお持ちください。**

② 栄養剤

- ・ 経管栄養の方は、入所日数分と予備の経管栄養剤をお持ち下さい。衛生上、経管栄養剤は使い切りとさせていただきます。
- ・ **経管栄養の方は、注入ポンプや栄養セットなど全てご持参ください。**
注入ポンプ、栄養セットなどの取り扱い説明書もご持参お願い致します。
- ・ **粉ミルク等をご使用の場合は、それもお持参下さい。**

③ 医療に関する物

- ・ **吸入器、吸引器**
※当園の物には、数に限りがありますので、ご自宅のをお持ち下さい。
- ・ **吸引チューブ**
- ・ 予備の気管カニューレ、固定ベルト、人工鼻（スピーチバルブ含む）、アンビューバッグ等
- ・ マーゲンチューブ、予備の胃ろうチューブ、胃ろう関連物品等
- ・ **モニター ※モニターも当園の物には限りがありますので、必要な方はお持ち下さい。当園の物をご利用になる場合は、実費がかかります。**

④ 衣類

- ・ 利用期間中に必要な枚数を用意して下さい。衣類は2～3枚**多め**にお持ちになることをお勧めします。
- ・ **衣類の洗濯は、2泊3日以上のご利用の場合は、当園で行います。（有料）**ただし、お預かりした衣類をお返しできなくなりますので、退所日とその前日はお預かりいたしません。
- ・ 汚れ物を取りに来ることができる場合には自宅へ持ち帰ってすることもできます。
- ・ 汚染物が出た場合には当園の判断で洗わせていただく場合があります。この場合も有料となりますのでご了承ください。
- ・ 紛失防止のためわかりやすい場所に名前を書くか名札をお付け下さい。

※ 使用した衣類を入れるために、ビニール袋などをご用意下さい。

（裏面へ）

⑤ その他

- ・ オムツ、尿取りパット、おしりふき
 - ・ ティッシュ
 - ・ タオル（入浴用以外）
 - ・ 歯ブラシ2本（予備含む）
 - ・ 爪切り、ブラシ、電気カミソリ（必要な方）
 - ・ 日常生活で使用している物品をお持ち下さい。
車いす・座位保持装置・座位保持いす・バギー・体位を整えるのに必要なクッション・自助具・玩具・CDラジカセ・DVDプレイヤー・お気に入りの持ち物など。
また、哺乳瓶やマグマグなど、ご自宅で使っている物もご持参ください。
- おしぼりタオル・清拭に関する用品（フェイスタオル等）・入浴に関連する用品（入浴用タオル、シャンプー類等）、などは当園で準備いたします。（有料）

5. 入所中の生活について

- 入所時にご本人の状態を確認させていただき、お預かりいたします。入所担当看護師・生活支援員に、できるだけ詳しくご本人の様子をお話し下さい。また薬・食事内容・日常生活状況の確認をさせていただきます。
- **入所中の消耗品・衛生用品等の取り扱い（例：吸引カテーテルの使用・管理、アルコール綿の使用・管理など）については、感染防止や衛生面のことを考慮し、当園の規定に沿って取り扱いをさせていただきます。**
- 可能な範囲で療育活動に参加できます。
- 入所中の処方・検査・医療処置などは外来受診扱いとなります。外来診察料など短期入所利用料に合わせて、別途ご請求いたします。

※ 体調が悪い場合に入院として利用する制度ではありません。短期入所利用中に体調が悪くなった時は、ご連絡いたしますので、すぐに退所してかかりつけの医療機関を受診してください。

6. 費用について

- 短期入所サービス費（加算額含む）の1割
但し、ひと月のサービス費の1割が、受給者証に示される上限額を超えるときは、その上限額まで。
- 食費
 - ・ 一食 640 円 おやつ 80 円
 - ・ 但し、食事提供体制加算の対象者は 一食 480 円
- 日用品費
 - ・ 一日 250 円
(清拭用タオル、おしぼりタオル等)
 - ・ 入浴される場合：一回 150 円
(フェイスタオル、バスタオル、シャンプー類タオルなど)
- 洗濯代（退所日とその前日、日曜日を除く毎日）
 - ・ 一日一袋 500 円

- 外来診療費
 - ・ 何らかの医療が必要となった時は、通常の外來診療としての費用を請求します。各種受給者証が使える場合があります。

※ 費用は1ヶ月分をまとめて、次の月の中頃に請求いたします。請求書が届きましたら当園窓口（平日の9：00~16：00）、または振込でお支払ください。

社会福祉法人創仁会 東葛医療福祉センター 光陽園
2016. 6. 20 作成

（裏面へ：「光陽園の短期入所の対象者について」の説明があります。）

光陽園の短期入所の対象者について

- 当園の短期入所の対象者は、重症心身障害児者で「医療型短期入所」の受給者証をお持ちの方です。
- 当園では、設備等の関係で、当面は以下の方々を対象とします。
 - ・ 2歳以上で、病状の安定している方
 - ・ 当園で準備している写真のようなベッドで安全にお過ごしいただける方
 - ・ ご自分で立ったり膝立ちができる方等のご利用いただけません。
 - ・ 呼吸器等の医療管理の必要ない方
気管切開している方、吸引の必要な方、経管栄養の方はご利用いただけません。
 - ・ オムツでの排せつ介助の出来る方
トイレ・差し込み便器での排せつ介助には対応していません。



● 重症心身障害児者とは

重症心身障害児とは、「重度の知的障害と重度の肢体不自由の重複した児童」をいいます。具体的には、大島の分類の1から4までとし、5から9の方々は入所が必要な特別な事情がある場合受け入れることがあります。立てる方、歩ける方は対象となりません。

重症心身障害者とは、重症心身障害児であった人が18歳を過ぎてその状態が続いている方をいいます。18歳を過ぎてから発症、受傷された方は含みません。

大島の分類					
21	22	23	24	25	80
20	13	14	15	16	70
19	12	7	8	9	50
18	11	6	3	4	35
17	10	5	2	1	20
走れる	歩ける	歩行障害	すわれる	寝たきり	知能指数 移動機能